会員通知　第３６号
２０２４年3月２８日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人　札幌証券取引所
理事長　小　池　善　明

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る
「有価証券上場規程」等の一部改正について

平素は、本所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、２０２４年４月１日から施行します。（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第７９号）が２０２３年１１月に成立し、四半期報告書（第１・第３四半期）が四半期決算短信に「一本化」されることに伴い、四半期開示の見直し等に関して、所要の上場制度の整備を行うものです。

Ⅰ．改正概要 １．四半期開示の見直し （１）四半期決算短信の取扱い ①開示事項 ・四半期累計期間（第２四半期を除く。）に係る決算の内容の開示において、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）として、少なくとも以下の事項を開示することとします。 ａ　四半期連結貸借対照表 ｂ　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書 ｃ　継続企業の前提に関する注記 ｄ　株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ｅ　会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示に関する注記 ｆ　四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記	・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」という。）第２条第１項第３号の２、同規則取扱い１．（３）、同規則取扱い別添

g　セグメント情報等の注記 h　キャッシュ・フローに関する注記（任意に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く）	
②公認会計士又は監査法人による期中レビュー	
・四半期累計期間（第２四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による期中レビューを受けることは原則として任意とします。 ・例外として、以下のいずれかの要件に該当した場合には、要件に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間に開示する四半期累計期間（第２四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対し、公認会計士等による期中レビューを受けることとします。 a　直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（期中レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（期中レビューの結論）が付される場合 b　直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合 c　直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合 d　直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合 e　当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の中間財務諸表に対して期中レビュー報告書が添付される場合	・適時開示規則第２条第１項第３号の３及び第３号の４、同規則取扱い１．（３）の２、企業行動規範に関する規則第７条第２項
・四半期累計期間（第２四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受ける場合には、年度財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等による期中レビューを受けることとし、監査証明府令第３条第４項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビューの結果に基づき作成された期中レビュー報告書を添付するものとします。	・適時開示規則第２条第１項第３号の４、同規則取扱い１．（３）の３、企業行動規範に関する規則第７条第２項
（２）上場規則の実効性の確保	
①　上場会社による調査及び調査結果の報告	
・ 上場会社は本所が必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の本所への報告を行うも	・適時開示規則第３条第２項

のとします。 ② 公認会計士等との情報連携の強化 ・ 上場会社は、本所が、実効性確保措置の検討に必要と認めて、監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む）に対して事情説明等を求める場合には、それに協力するものとします。	・適時開示規則第３条の２、株券上場廃止基準第３条の６
② 特別注意銘柄の指定要件の追加 ・ 特別注意銘柄の指定要件として、四半期累計期間（第２四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に期中レビュー報告書が添付される場合であって、当該期中レビュー報告書に「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載されたときを追加します。	・株券上場廃止基準第３条の５第１項第２号ｃ
（３）その他 ・四半期報告書が廃止されることに伴う所要の見直しを行います。	・有価証券上場規程第３条第６項等
２．その他 （１）「買収防衛策」の用語の見直し ・「買収防衛策」の用語を「買収への対応方針」又は「買収への対抗措置」に改めます。	・企業行動規範に関する規則第９条、同規則取扱い６．（２）ｅ、株券上場審査基準の取扱い１．（２）ｅのロ
（２）その他 ・その他所要の改正を行います。	

Ⅱ．施行日

・２０２４年４月１日より施行します。

・１．（１）、（２）③、及び（３）に関しては、施行日以後に開始する四半期会計期間を含む四半期累計期間又は中間会計期間から適用します。

以　上

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目　　次

(ページ)

１．有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 ･･･ １

２．株券上場審査基準の一部改正新旧対照表 ･･･ ６

３．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 ･････････････ １０

４．企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表 ･･･ １８

５．株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表 ･･･ ２１

６．債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表･････････････････････････････････ ２６

７．有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表･････････････････････････････････ ２９

８．株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 ･･･ ３４

９．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 ･････ ４５

10．企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表･････････････････････････････････ ６１

11．株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 ･･･ ６２

12．監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表･････････････････････････････････ ６８

13．東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表 ････ ７０

14．平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表 ･････････････ ７２

15．２０２０年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱いの
一部改正新旧対照表･･･ ７４

16．債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表･････････････････････････ ７６

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
（新規上場申請手続） 第３条　（略） ２～４　（略） ５　新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第２７条の３０の２に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第４号ｄに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。 （１）～（４）　（略） （５）　内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し ａからｄまでに規定する書類については各２部、ｅからｉまでに規定する書類については各１部。 ａ・ｂ　（略） ｃ　削　除 ｄ～ｉ　（略） （６）～（８）　（略） ６　新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が基準事業年度の末日の翌日以後６か月を経過した後となる場合は、当該事業年度の翌事業年度の中間会計期間に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための半期報告書」２部を提出するものとする。この場合において、新規上場申請者は、開示府令第１８条第１項第１号に規定する「第４号の３様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請	（新規上場申請手続） 第３条　（略） ２～４　（略） ５　新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第２７条の３０の２に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第４号ｄに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。 （１）～（４）　（略） （５）　内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し ａからｄまでに規定する書類については各２部、ｅからｉまでに規定する書類については各１部。 ａ・ｂ　（略） ｃ　四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。） ｄ～ｉ　（略） （６）～（８）　（略） ６　新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各２部を提出するものとする。

者が半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、半期報告書の写しで足りるものとする。	
（削る）	（１）　基準事業年度（第２項第４号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後３か月を経過した後となる場合 　当該事業年度の第１四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする（次の第２号及び第３号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。
（削る）	（２）　事業年度の末日の翌日以後６か月を経過した後となる場合 　当該事業年度の第２四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」
（削る）	（３）　事業年度の末日の翌日以後９か月を経過した後となる場合 　当該事業年度の第３四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」
（削る）	（４）　第１号から第３号までの規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合 　第１号から第３号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表
７　新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、法第１９３	７　新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、法第１９３

条の２の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）第１６条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付し、提出するものとする。	条の２の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）第１６条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第１７条の１５第２項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付し、提出するものとする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　第２項第４号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」又は前項第６項の規定により提出する「上場申請ための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（法第２４条の５第１項の表の第２号又は第３号の上欄に掲げる会社にあっては、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書）をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（同表の第２号又は第３号の上欄に掲げる会社にあっては、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書）をいう。）又は中間会計期間に係る財務書類）をいう。以下同じ。）	（２）　第２項第４号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあっては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあっては、中間財務諸表を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等
（３）　（略）	（３）　（略）

８　新規上場申請者は、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、前項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（第６項の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「期中レビュー概要書」各１部を提出するものとする。	８　新規上場申請者は、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（第６項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」（特定事業会社にあっては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各１部を提出するものとする。
９～１２　（略）	９～１２　（略）
（上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書） 第６条の４　株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、第３条第２項第４号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（本所が定める部分に限る。）及び同条第６項各号に規定する「上場申請のための半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。	（上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書） 第６条の４　株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、第３条第２項第４号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」（本所が定める部分に限る。）及び同条第６項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
（新株予約権証券の上場） 第９条の３　第８条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のａ及びｂのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。 ａ　（略） ｂ　直前の中間会計期間又は事業年度（直近で提出した半期報告書又は有価証券報告	（新株予約権証券の上場） 第９条の３　第８条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のａ及びｂのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。 ａ　（略） ｂ　直前の四半期会計期間又は事業年度（直近で提出した四半期報告書又は有価証券

書が対象とする中間会計期間又は事業年度をいう。）の末日において債務超過であること。 （４）　（略） ２　（略） 付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　改正後の第３条、第６条の４の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（１事業年度が３か月を超える場合に、当該年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（１連結会計年度が３か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等については、なお従前の例による。 ３　改正後の第９条の３の規定は、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出した上場会社から適用し、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出していない上場会社については、なお従前の例による。	報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。）の末日において債務超過であること。 （４）　（略） ２　（略）

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
（上場審査基準） 第４条　第２条に規定する上場審査は、次の第１号、第３号から第１１号までに適合する新規上場申請者の株券で、第２号又は第２号の２に適合するものを対象として行うものとする。 （１）～（６）　（略） （７）　虚偽記載又は不適正意見等 ａ　最近２年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。 ｂ　（略） ｃ　最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近１年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。 ｄ　（略） （８）・（９）　（略）	（上場審査基準） 第４条　第２条に規定する上場審査は、次の第１号、第３号から第１１号までに適合する新規上場申請者の株券で、第２号又は第２号の２に適合するものを対象として行うものとする。 （１）～（６）　（略） （７）　虚偽記載又は不適正意見等 ａ　最近２年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。 ｂ　（略） ｃ　最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近１年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。 ｄ　（略） （８）・（９）　（略）

（９）の２　登録上場会社等監査人による監査
最近２年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近１年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等について、登録上場会社等監査人（公認会計士法第３４条の３４の８第１項に規定する登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）による法第１９３条の２の規定に準ずる監査、中間監査又は期中レビューを受けていること。

（１０）・（１１）　（略）

２・３　（略）

（アンビシャスへの上場審査基準）

第６条　前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第３条第２項第７号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

（１）　（略）

（２）　上場日における純資産の額が１億円以上となる見込みのあること。ただし、最近２年間における営業利益の額が５，０００万円以上である場合は、純資産の額が正となる見込みのあること。

（３）　（略）

（４）　虚偽記載又は不適正意見等

ａ　最近２年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度（株式会社として設立された後、２か年を経過していない場合は、設立後に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度）の財務諸表等又は最近１年間に終了する事業年度における中間会

（９）の２　登録上場会社等監査人による監査
最近２年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近１年間に終了する事象年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、登録上場会社等監査人（公認会計士法第３４条の３４の８第１項に規定する登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）をいう。）（本所が適当でないと認める者を除く。）による法第１９３条の２の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

（１０）・（１１）　（略）

２・３　（略）

（アンビシャスへの上場審査基準）

第６条　前条に規定する上場審査は、有価証券上場規程第３条第２項第７号に基づく幹事会員が提出する書面について、本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

（１）　（略）

（２）　上場日における純資産の額が１億円以上となる見込みのあること。ただし、最近２年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算してさかのぼる。）における営業利益の額が５，０００万円以上である場合は、純資産の額が正となる見込みのあること。

（３）　（略）

（４）　虚偽記載又は不適正意見等

ａ　最近２年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度（株式会社として設立された後、２か年を経過していない場合は、設立後に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度）の財務諸表等又は最近１年間に終了する事業年度における四半期

計期間若しくは連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

b　（略）

c　「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

d　（略）

（５）　（略）

２　（略）

付　　則

１　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条及び第６条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（１事業年度が３か月を超える場合に、当該年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（１連結会計年度が３か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日

会計期間若しくは連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

b　（略）

c　「上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近１年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び「上場申請のための四半期報告書」に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」（特定事業会社にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。）が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

d　（略）

（５）　（略）

２　（略）

までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準については、なお従前の例による。	

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（会社情報の開示） 第２条　上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第１号に掲げる事項及び第２号に掲げる事実にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の業務執行を決定する機関が、に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ～ａｃ　（略） ａｄ　有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第１９３条の２第１項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和３２年大蔵省令第１２号。以下「監査証明府令」という。）第１条の２に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動 ａｅ　財務諸表等、中間財務諸表等又は第３号の２に規定する四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。 ａｅの２　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和４８年大蔵省令第５号。以下「開示府令」という。）第１５条の２第１項又は第１８条の２第１項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出 ａｆ～ａｋ　（略）	（会社情報の開示） 第２条　上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第１号に掲げる事項及び第２号に掲げる事実にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 （１）　上場会社の業務執行を決定する機関が、に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。） ａ～ａｃ　（略） ａｄ　有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等（法第１９３条の２第１項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和３２年大蔵省令第１２号。以下「監査証明府令」という。）第１条の３に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動 ａｅ　財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。 ａｅの２　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和４８年大蔵省令第５号。以下「開示府令」という。）第１５条の２第１項又は第１７条の１５の２第１項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出 ａｆ～ａｋ　（略）

（２）　次に掲げる事実が発生した場合	（２）　次に掲げる事実が発生した場合
ａ～ｎ　（略）	ａ～ｎ　（略）
ｎの２　特別支配株主（会社法第１７９条第１項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第１６６条第４項に規定する公表がされたことをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。	ｎの２　特別支配株主（会社法第１７９条第１項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第１６６条第４項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。
ｏ・ｐ　（略）	ｏ・ｐ　（略）
ｑ　保有有価証券（当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（１事業年度が３か月を超える場合に、当該年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）（第２四半期会計期間を除く。）の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。	ｑ　保有有価証券（当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。
ｒ・ｒの２　（略）	ｒ・ｒの２　（略）
ｓ　有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前	ｓ　有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）におい

号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）。	て、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）。
ｔ　２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第２４条第１項又は法第２４条の５第１項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号ａｅの２に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。	ｔ　２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第２４条第１項又は法第２４条の４の７第１項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号ａｅの２に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。
ｔの２　開示府令第１５条の２第３項又は第１８条の２第４項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。	ｔの２　開示府令第１５条の２第３項又は第１７条の１５の２第４項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。
ｕ　財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は第３号の２に規定する四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。	ｕ　財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあっては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。
ｕの２～ｗ　（略）	ｕの２～ｗ　（略）
（３）　当該上場会社の事業年度若しくは中間	（３）　当該上場会社の事業年度若しくは四半

会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合	期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合
（３）の２　前第３号に規定する場合のほか、当該上場会社の四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）（第２四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間（１連結会計年度が３か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）の末日までの期間をいう。以下同じ。）（第２四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容が定まった場合。この場合において、当該決算の内容には、本所が定めるところにより作成する四半期財務諸表等を含めるものとする。	（新設）
（３）の３　当該上場会社は、本所が定める場合に該当したときは、当該場合に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間、前第３号の２に規定する四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受けなければならない。	（新設）
（３）の４　上場会社は、第３号の２に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受けた場合は、当該公認会計士等が本所が定めるところにより作成した期中レビュー報告書を添付し、同号に定める開示を行うものとする。	（新設）
（４）　当該上場会社の属する企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和５１年大蔵省令第２８号。以下「連結財務諸表規則」という。）第４条第１項第１号に規定する企業集団をいう。の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社（連結財務諸表規則第	（４）　当該上場会社の属する企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和５１年大蔵省令第２８号。以下「連結財務諸表規則」という。）第４条第１項第１号に規定する企業集団をいう。の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社（連結財務諸表規則第

３１２条又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号。以下「財務諸表等規則」という。）第３２６条第２項に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は中間財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。）である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合	９３条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。）である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合
（５）～（７）　（略）	（５）～（７）　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間（第２四半期累計期間を除く。）又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間（第２四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容を第１項第３号又は同項第３号の２の定めるところにより開示するまでの間において、前項により提出した計画の進捗状況について開示しなければならない。	５　上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第１項第３号の定めるところにより開示するまでの間において、前項により提出した計画の進捗状況について開示しなければならない。
６～１４　（略）	６～１４　（略）
（会社情報に係る照会事項の報告及び開示）	（会社情報に係る照会事項の報告及び開示）
第３条　（略）	第３条　（略）
２　前項の規定により照会を受けた上場有価証券の発行者には、本所が同項の報告のため必要と認める場合に、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の本所への報告を行うものとする。	（新設）
３　第１項の規定による照会に係る事実（前項の	２　前項の規定による照会に係る事実について

規定による調査結果を含む。）について開示することが必要かつ適当と本所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。	開示することが必要かつ適当と本所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。
４　（略）	３　（略）
５　（略）	４　（略）
（実効性の確保に係る規定の審査における本所への協力義務） 第３条の２　上場有価証券の発行者は、本所が第１４条から第１５条まで、第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第４条又は企業行動規範に関する規則第１９条及び第１９条の２の規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第２条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。	（本所への協力義務） 第３条の２　上場有価証券の発行者は、本所が当該上場有価証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。
２　（略）	２　（略）
（開示内容の変更又は訂正） 第４条　上場有価証券の発行者は、第２条、第２条の２又は第３条第３項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。	（開示内容の変更又は訂正） 第４条　上場有価証券の発行者は、第２条、第２条の２又は第３条第２項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。
２　上場会社は、第２条第１項第３号の３の規定により公認会計士等の期中レビューを受けた四半期財務諸表等について前項の規定により変更又は訂正する場合において、同条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等を改めて作成するときは、当該四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受け、同条第１項第３号の４に規定するレビュー報告書を添付し、前項の開示を行うものとする。	（新設）

３　第２条の４から第２条の６までの規定は、前２項の規定に基づく開示について準用する。	２　第２条の４から第２条の６までの規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。
（特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出） 第１４条の３　本所は、株券上場廃止基準第３条の５第４項第１号、第７項第１号、第１０項第１号ａ若しくは第２号又は第１３項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から５年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を求めることができる。 ２　株券上場廃止基準第３条の５第４項第１号、第７項第１号、第１０項第１号ａ若しくは第２号又は第１３項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。 ３～５　（略）	（特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出） 第１４条の３　本所は、株券上場廃止基準第３条の５第４項第１号、第７項第１号、第１０項第１号ａ若しくは第２号又は第１２項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から５年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を求めることができる。 ２　株券上場廃止基準第３条の５第４項第１号、第７項第１号、第１０項第１号ａ若しくは第２号又は第１２項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。 ３～５　（略）
付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　金融商品取引法の一部を改正する法律（令和５年法律第７９号。以下「改正法」という。）による改正前の法第２４条の４の７第１項に規定する四半期報告書（改正法附則第２条第１項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第２条第１項第１号ａｄ及びａｅの２並びに同項第２号ｓからｕまでの規定の適用については、なお従前の例による。	

３　改正後の第２条第１項第１号ａｅ、同項第３号から第３号の４、同条第５項及び第４条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。	

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（公認会計士等） 第７条　上場会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第１９３条の２第１項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和３２年大蔵省令第１２号）第１条の２に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。）を行う公認会計士若しくは監査法人（以下「公認会計士等」という。）として選任するものとする。	（公認会計士等） 第７条　上場会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等（法第１９３条の２第１項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和３２年大蔵省令第１２号）第１条の３に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。）を行う公認会計士若しくは監査法人（以下「公認会計士等」という。）として選任するものとする。
２　上場会社は、適時開示規則第２条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受ける場合には、当該発行者の会計監査人を、当該四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等として選任するものとする。	（新設）
３　前１項の規定にかかわらず、アンビシャス上場会社は、上場日から１年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに当該アンビシャス上場会社の会計監査人を同項の公認会計士等として選任するものとする。	２　前項の規定にかかわらず、アンビシャス上場会社は、上場日から１年を経過した日以後最初に終了する事業年度に係る定時株主総会の日までに当該アンビシャス上場会社の会計監査人を同項の公認会計士等として選任するものとする。
（買収への対応方針の導入に係る遵守事項） 第９条　上場会社は、買収への対応方針（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当て等を行うことにより当該上場会社に対する買収（主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。）に対抗する旨を定めた対応の方針をいう。以下同じ。）を導入（買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）する場合は、次の各	（買収防衛策の導入に係る遵守事項） 第９条　上場会社は、買収防衛策（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。）を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策

号に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）　開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

（２）　透明性

買収への対抗措置（買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当て等の具体的な行為をいう。以下同じ。）の発動（買収への対抗措置を実行することをいう。以下同じ。）及び廃止（発動された買収への対応措置を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

（３）　流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと。

（４）　株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること。

付　　則

１　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第７条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（１事業年度が３か月を超える場合に、当該年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（１連結会計年度が３か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を３か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）及び中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日

の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）　開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

（２）　透明性

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

（３）　流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

（４）　株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。	

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
（上場廃止基準） 第２条　上場銘柄（アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 （１）～（９）の２　（略） （１０）　有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延 ２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第２４条第１項又は法第２４条の５第１項に定める期間の経過後１か月以内（取扱いで定める場合にあっては、取扱いで定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあっては、順次繰り下げる。）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合 （１１）　虚偽記載又は不適正意見等 第３条の５第１項第２号ａ又はｂに該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき （１１）の２～（２０）　（略） ２　（略）	（上場廃止基準） 第２条　上場銘柄（アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。 （１）～（９）の２　（略） （１０）　有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延 ２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第２４条第１項又は法第２４条の４の７第１項に定める期間の経過後１か月以内（取扱いで定める場合にあっては、取扱いで定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあっては、順次繰り下げる。）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合 （１１）　虚偽記載又は不適正意見等 第３条の５第１項第２号に該当する場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき （１１）の２～（２０）　（略） ２　（略）
（上場廃止に係る該当性の判断における本所への協力義務） 第３条の３　上場会社は、本所が当該上場会社の発行する上場株券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は適時開示規則第２条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士（当該公認会計士であった者を含む。次項において同	（本所への協力義務） 第３条の３　上場会社は、本所が当該上場会社の発行する上場株券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士（当該公認会計士であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

２　（略）

（特別注意銘柄の指定及び指定解除）

第３条の５　本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特別注意銘柄に指定することができる。

（１）　（略）

（２）　次のａからｃまでのいずれかに該当する場合

ａ　（略）

ｂ　上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

ｃ　上場会社の適時開示規則第２条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等に、同条第１項第３号の４の規定により、期中レビュー報告書が添付された場合であって、当該期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されたとき。ただし、「結論の表明をしない」

２　（略）

（特別注意銘柄の指定及び指定解除）

第３条の５　本所は、次の各号に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特別注意銘柄に指定することができる。

（１）　（略）

（２）　次のａ又はｂに該当する場合

ａ　（略）

ｂ　上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

（新設）

旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

（３）～（５）　（略）

２・３　（略）

４　本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

（１）　（略）

（２）　次のａ又はｂに該当する場合

ａ　（略）

ｂ　内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の（ａ）又は（ｂ）に該当する場合

（ａ）　（略）

（ｂ）　第２条第１項第１号、第２号ａ、第４号から第５号の２（第２条の２第１項第３号の規定による第２条第１項第５号又は第５号の２の場合を含む。）まで、第２条の２第１項第１号又は第２号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第３条第１号ａの（ｂ）の２又は（ｃ）に該当しているときその他第２条第１項第５号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

５・６　（略）

７　本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

（１）　（略）

（２）　内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次のａ又はｂに該当する場合

ａ　（略）

ｂ　第２条第１項第１号、第２号ａ、第４号から第５号の２（第２条の２第１項第３号

（３）～（５）　（略）

２・３　（略）

４　本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

（１）　（略）

（２）　次のａ又はｂに該当する場合

ａ　（略）

ｂ　内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次の（ａ）又は（ｂ）に該当する場合

（ａ）　（略）

（ｂ）　第２条第１項第１号、第２号ａ、第４号から第５号の２（第２条の２第１項第３号の規定による第２条第１項第５号及び第５号の２の場合を含む。）まで、第２条の２第１項第１号及び第２号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第３条第１号ａの（ｂ）の２又は（ｃ）に該当しているときその他第２条第１項第５号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合

特別注意銘柄の指定の継続

５・６　（略）

７　本所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

（１）　（略）

（２）　内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると本所が認めるものの、次のａ又はｂに該当する場合

ａ　（略）

ｂ　第２条第１項第１号、第２号ａ、第４号から第５号の２（第２条の２第１項第３号

の規定による第２条第１項第５号又は第５号の２の場合を含む。）まで、第２条の２第１項第１号又は第２号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第３条第１号ａの（ｂ）の２又は（ｃ）に該当しているときその他第２条第１項第５号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合 特別注意銘柄の指定の継続	の規定による第２条第１項第５号及び第５号の２の場合を含む。）まで、第２条の２第１項第１号及び第２号で定める期間内にあるとき、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第３条第１号ａの（ｂ）の２又は（ｃ）に該当しているときその他第２条第１項第５号に該当する見込みがある場合として本所が定める場合 特別注意銘柄の指定の継続
８～１１　（略）	８～１１　（略）
１２　適時開示規則第３条第２項及び第３項の規定は、前項の規定に基づく照会について準用する。	（新設）
１３　（略）	１２　（略）
（実効性の確保に係る規定の審査における本所への協力義務） 第３条の６　上場会社は、本所が第３条の５の規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は適時開示規則第２条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。 ２　上場会社は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。	（新設）
付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　金融商品取引法の一部を改正する法律（令和５年法律第７９号。以下「改正法」という。）による改正前の法第２４条の４の７第１項に規定	

する四半期報告書（改正法附則第２条第１項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第２条第１項第１０号及び第３条の５の規定の適用については、なお従前の例による。	

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
（削る）	（有価証券報告書等の適正性に関する確認書） 第６条の２　上場債券（法第３条に定める有価証券を除く。）の発行者（上場会社を除く。）は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和４８年大蔵省令第５号）第１７条第１項第１号ヘ（同項第２号イによる場合を含む。）又は同第１８条第２項若しくは第３項第３号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し）を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
（社債券の上場廃止基準） 第７条　上場社債券の発行者が次の第１号又は第２号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。 （１）　（略） （２）　次のａ又はｂに該当する場合 ａ　（略） ｂ　上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合 （ａ）　（略） （ｂ）　２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第２４	（社債券の上場廃止基準） 第７条　上場社債券の発行者が次の第１号又は第２号に該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。 （１）　（略） （２）　次のａ又はｂに該当する場合 ａ　（略） ｂ　上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合 （ａ）　（略） （ｂ）　２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第２４条第１項又は第２４条の５第

条第１項又は第２４条の５第１項に定める期間の経過後１か月以内（取扱いで定める場合にあっては、取扱いで定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合	１項に定める期間の経過後１か月以内（取扱いで定める場合にあっては、取扱いで定める期間内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第２条第１項第１０号に規定する場合）
（ｃ）　発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。	（ｃ）　発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると本所が認めるとき（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第２条第１項第１１号（同基準第３条の５第１項第２号ａに該当する場合を除く。）に規定する場合）。ただし、「意見の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。
２　（略）	２　（略）
付　　則	
１　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。	
２　金融商品取引法の一部を改正する法律（令和５年法律第７９号。以下「改正法」という。）による改正前の法第２４条の４の７第１項に規定する四半期報告書（改正法附則第２条第１項の	

規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第７条第１項第２号ｂの規定の適用については、なお従前の例による。	

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
３．　第３条（新規上場申請手続）第３項関係 （１）　（略） （２）　第１号ｃに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。 ａ・ｂ　（略） ｃ　新規上場申請者が株券上場審査基準第４条第２項第３号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。	３．　第３条（新規上場申請手続）第３項関係 （１）　（略） （２）　第１号ｃに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。 ａ・ｂ　（略） ｃ　新規上場申請者が株券上場審査基準第４条第２項第３号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の基準連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）
４．の２　第３条（新規上場申請手続）第６項関係 第６項の規定に基づき「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合、同項に規定する期間の末日における中間貸借対照表を提出するものとする。	４．の２　第３条（新規上場申請手続）第６項関係 第１号から第３号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第１７条の１５第１項第１号に規定する「第４号の３様式」に準じて作成するものとする。
５．　第３条（新規上場申請手続）第７項関係 （１）　最近１年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は期中レビューについて、第７項に規定する「公認会計士」は２人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書	５．　第３条（新規上場申請手続）第７項関係 （１）　最近１年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあっては中間監査を含む。以下同じ。）について、第７項に規定する「公認会計士」は２人以上とし、当該公認会計士が作

を添付するものとする。	成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。
（２）　第７項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第１９３条の２第１項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。	（２）　第７項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第１９３条の２第１項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。
（３）　（略）	（３）　（略）
６．　第３条（新規上場申請手続）第８項関係 第８項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「期中レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。	６．　第３条（新規上場申請手続）第８項関係 第８項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　「監査概要書」は、監査証明府令第５条第２項に規定する「第１号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第２号様式」に準じて、「期中レビュー概要書」は、同項に規定する「第４号様式」に準じて作成するものとする。	（２）　「監査概要書」は、監査証明府令第５条第２項に規定する「第１号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第２号様式」に準じて、「四半期レビュー概要書」は、同項に規定する「第４号様式」に準じて作成するものとする。
（３）　（略）	（３）　（略）
（４）　「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「期中レビュー概要書」は、前６．（２）の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関する監査	（４）　「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は、前６．（２）の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期

概要書、中間監査概要書又は期中レビュー概要書の写しで足りるものとする。

１４．の２　第９条の３（新株予約権証券の上場）関係

（１）～（３）　（略）

（４）　第１項第３号ｂに規定する債務超過の取扱いは、ａ及びｂに定めるところによる。

ａ　第１項第３号ｂに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２、第１３０条及び第２１１条並びに連結財務諸表規則第８条の３、第９６条及び第１９２条に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この（４）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第４５条の２第１項又は同規則第１５３条第１項若しくは同規則第２６３条第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は中間貸借対照表（比較情報を除く。以下この（４）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表規則第５４条の３第１項又は同規則第１８２条第１項若しくは第２８１条第１項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社

レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

１４．の２　第９条の３（新株予約権証券の上場）関係

（１）～（３）　（略）

（４）　第１項第３号ｂに規定する債務超過の取扱いは、ａ及びｂに定めるところによる。

ａ　第１項第３号ｂに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第６条、連結財務諸表規則第８条の３、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６３号）（以下「四半期財務諸表等規則」という。）第４条の３、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６４号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第５条の３、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和５２年大蔵省令第３８号）第３条の２及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１１年大蔵省令第２４号）第４条の２に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この（４）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第４５条の２第１項又は四半期連結財務諸表規則第６０条第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成す

がＩＦＲＳ任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第３１４条若しくは同規則第３１６条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。	べき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この（４）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第５４条の３第１項又は四半期財務諸表等規則第５３条第１項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第９４条若しくは同規則第９５条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。
ｂ　（略）	ｂ　（略）
（５）・（６）　（略）	（５）・（６）　（略）
付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　改正後の４．の２、５．及び６．の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る提出書類等から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る提出書類等については、	

なお従前の例による。	

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
１．　第２条（上場審査）関係 （１）　（略） （２）　第１項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。 ａ～ｄ　（略） ｅ　第５号関係 （ａ）　株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。 イ　（略） ロ　新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第９条各号に掲げる事項を遵守していること。 （ｂ）～（ｄ）　（略） （３）・（４）　（略）	１．　第２条（上場審査）関係 （１）　（略） （２）　第１項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。 ａ～ｄ　（略） ｅ　第５号関係 （ａ）　株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。 イ　（略） ロ　新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第９条各号に掲げる事項を遵守していること。 （ｂ）～（ｄ）　（略） （３）・（４）　（略）
２．　第４条（上場審査基準）第１項関係 （１）～（４）　（略） （５）　純資産の額 ａ　第５号に規定する上場日における純資産の額については、次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する額を審査対象とするものとする。 （ａ）　基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書を作成した場合 直近の「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書に記載された直前中間会計期間の末日における純資産の額	２．　第４条（上場審査基準）第１項関係 （１）～（４）　（略） （５）　純資産の額 ａ　第５号に規定する上場日における純資産の額については、次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する額を審査対象とするものとする。 （ａ）　基準事業年度の末日の翌日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合 直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における純資産の額

（ｂ）　（略）	（ｂ）　（略）
ｂ　前ａ（ａ）に規定する直前中間会計期間の末日における「純資産の額」とは、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第１５３条第１項又は第２６３条第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この（５）において同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第２条第１項第４号に規定するＩＦＲＳ任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第３１４条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第３１６条の規定の適用を受ける場合は、中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。	ｂ　前ａ（ａ）に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６４号））の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第６０条第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この（５）において同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第２条第１項第４号に規定するＩＦＲＳ任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第９４条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第９５条において準用する連結財務諸表規則第９５条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
ｃ　削　除	ｃ　前ｂの場合において、有価証券上場規程第３条第６項第４号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６３号）の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第５３条第１項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この（５）において同じ。）が負でないことを要するものとする。
ｄ　ｂの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合のａ（ａ）に規定する直前中間会計期	ｄ　ｂ及び前ｃの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合のａ（ａ）に規定する「純資

間の末日における「純資産の額」とは、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された中間貸借対照表の純資産の額の合計額に、同規則第１８２条第１項又は第２８１条第１項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この（５）において同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社である場合は、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。	産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
ｅ　ａ（ａ）において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このｅにおいて同じ。）が同（ａ）に規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、有価証券上場規程取扱い要領２．（４）ｄの規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額（ａから前ｄまでの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、このｅの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。	ｅ　ａ（ａ）において、新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このｅにおいて同じ。）が同（ａ）に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に組織再編行為等（非子会社化、会社分割による他の会社への事業の承継又は事業の譲渡を除く。）を行っている場合であって、本所が適当と認めるときにおいては、有価証券上場規程取扱い要領２．（４）ｄの規定により提出される書類に記載される組織再編主体会社等の純資産の額（ａから前ｄまでの規定に基づき算定される純資産の額をいう。）又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。この場合において、新規上場申請者が組織再編行為等を重ねて行っているときには、このｅの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額又はこれに相当する額について審査対象とするものとする。
ｆ　ａ（ａ）において、新規上場申請者が同（ａ）に規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の	ｆ　ａ（ａ）において、新規上場申請者が同（ａ）に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社

中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第８９条第１項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

ｇ　ａ（ａ）において、新規上場申請者が、同（ａ）に規定する直前中間会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前中間会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

ｈ　ｂから前ｉまでの規定は、ａ（ｂ）について準用する。この場合において、これらの規定中「直前中間会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「中間連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第１５３条第１項又は第２６３条第１項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第４５条の２第１項に規定する準備金等」と、「中間貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第１８２条第１項又は第２８１条第１項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第５４条の３第１項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第８９条第１項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

ｇ　ａ（ａ）において、新規上場申請者が、同（ａ）に規定する直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

ｈ　ｂから前ｉまでの規定は、ａ（ｂ）について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは「基準事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「同規則第９４条」とあるのは「連結財務諸表規則第９４条」と、「同規則第９５条において準用する連結財務諸表規則第９５条」とあるのは「連結財務諸表規則第９５条」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６４号）」とあるのは「連結財務諸表規則」と、「同規則第６０条第１項に規定する準備金等」とあるのは「同規

	則第４５条の２第１項に規定する準備金等」と、「有価証券上場規程第３条第６項第４号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６３号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「同規則第５３条第１項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第５４条の３第１項に規定する準備金等」とそれぞれ読み替えるものとする。
（６）　利益の額 a　第６号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。以下同じ。）（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第６１条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第６５条第３項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社である場合又は同規則第３１４条若しくは同規則第３１６条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。	（６）　利益の額 a　第６号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第６１条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第６５条第３項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社である場合又は同規則第９４条若しくは同規則第９５条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
b　前ａの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第６号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第３１６	b　前ａの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第６号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第９５条

条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c　（略）

d　第６号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、１年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、本所が定めるところにより１年間の利益の額を算定するものとする。この場合において、ａ及びｂの規定は、中間連結損益計算書等又は中間損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

e・f　（略）

g　新規上場申請者が、審査対象期間の初日以後において持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除くものとし、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限る。）であって、本所が適当と認めるときにおいては、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書等若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株会社に

により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がＩＦＲＳ任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c　（略）

d　第６号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、１年間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれらを月割按分した額を用いて、本所が定めるところにより１年間の利益の額を算定するものとする。この場合において、ａ及びｂの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

e・f　（略）

g　新規上場申請者が、審査対象期間の初日以後において持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除くものとし、持株会社になった日において複数の子会社がある場合に限る。）であって、本所が適当と認めるときにおいては、持株会社になる前の期間については、当該期間に係る当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書及び精算表をいい、新規上場申請者が基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日の翌日以後持株

なった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）に基づき、第６号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

（７）　虚偽記載又は不適正意見等

ａ　第７号ａに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第１０条（法第２４条の２及び第２４条の５において準用する場合を含む。）又は第２３条の１０に係る訂正命令をいう。）若しくは課徴金納付命令（法第１７２条の２第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）又は法第１７２条の４第１項若しくは第２項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第１９７条若しくは第２０７条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

ｂ・ｃ　（略）

ｄ　第７号ｃに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）、中間監査報告書

会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）に基づき、第６号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合において、当該書類には、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書（本所が適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」その他の合理的と認められる基準に準拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は結論を記載した書面）を添付することを要するものとする。

（７）　虚偽記載又は不適正意見等

ａ　第７号ａに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第１０条（法第２４条の２、法第２４条の４の７及び第２４条の５において準用する場合を含む。）又は第２３条の１０に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第１７２条の２第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）又は法第１７２条の４第１項若しくは第２項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第１９７条若しくは第２０７条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

ｂ・ｃ　（略）

ｄ　第７号ｃに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レ

又は期中レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e　（略）

（８）～（１１）　（略）

４．　第５条（アンビシャスへの上場審査）関係

（１）　第１項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第１項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第１項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

ａ～ｄ　（略）

ｅ　第５号関係

（ａ）　株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ　（略）

ロ　新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第９条各号に掲げる事項を遵守していること。

（ｂ）～（ｅ）　（略）

ビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e　（略）

（８）～（１１）　（略）

４．　第５条（アンビシャスへの上場審査）関係

（１）　第１項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第１項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第１項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

ａ～ｄ　（略）

ｅ　第５号関係

（ａ）　株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ　（略）

ロ　新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第９条各号に掲げる事項を遵守していること。

（ｂ）～（ｅ）　（略）

（２）　（略）

５．　第６条（アンビシャスへの上場審査基準）第１項関係

（１）～（３）　（略）

（４）　（略）

ａ　（略）

ｂ　第４号ｃに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

７．　第７条（上場市場の変更審査）関係

（１）　１．及び２．の規定は、第１項の場合に準用する。この場合において、２．（５）中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に上場市場変更申請者が半期報告書を作成した場合」と、「「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書」とあるのは「半期報告

（２）　（略）

５．　第６条（アンビシャスへの上場審査基準）第１項関係

（１）～（３）　（略）

（４）　（略）

ａ　（略）

ｂ　第４号ｃに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書（基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

７．　第７条（上場市場の変更審査）関係

（１）　１．及び２．の規定は、第１項の場合に準用する。この場合において、２．（５）中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四

書」と、「「上場申請のための有価証券報告書」」とあるのは「直近の有価証券報告書」と、２．（６）中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」と、２．（７）中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

（２）　第１項において準用する第２条第１項に掲げる事項の審査において、本所は、会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、株券上場審査基準の取扱い１．（２）ｂからｅまでに定める審査に準じて行う審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとし、最近５年間（「最近」の計算は、上場市場変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において株券上場廃止基準第３条の５の規定に基づく特別注意銘柄の指定を行ったとき又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第１４条第１項若しくは第２項（第１４条の２第７項において準用する場合を含む。）若しくは第１４条の２第６項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されている

半期報告書」と、「「上場申請のための有価証券報告書」」とあるのは「直近の有価証券報告書」と、２．（６）中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」と、２．（７）中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して１か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

（２）　第１項において準用する第２条第１項に掲げる事項の審査において、本所は、会社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から本所が適当と認める場合には、株券上場審査基準の取扱い１．（２）ｂからｅまでに定める審査に準じて行う審査に準じて行う審査の全部又は一部に適合するものとして取り扱うことができるものとし、最近５年間（「最近」の計算は、上場市場変更申請日を起算日としてさかのぼる。）において株券上場廃止基準第３条の５の規定に基づく特別注意銘柄の指定を行ったとき又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第１４条第１項若しくは第２項（第１４条の２第７項において準用する場合を含む。）若しくは第１４条の２第６項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切

かについて審査を行うものとする。 （３）・（４）　（略） 付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　改正後の２．、５．及び７．の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の取扱い及び上場市場の変更審査の取扱いから適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の取扱い及び上場市場の変更審査の取扱いについては、なお従前の例による。	に履行されているかについて審査を行うものとする。 （３）・（４）　（略）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
１．　第２条（会社情報の開示）第１項関係 （１）　第１項に規定する本所が定める基準のうち同項第１号に掲げる事項に係るものは、次のａからｌまでに掲げる区分に応じ当該ａからｌまでに定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 ａ　第１号ａに掲げる事項 会社法第１９９条第１項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第２３８条第１項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が１億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。 ｂ　第１号ｈに掲げる事項 （ａ）　事業の全部又は一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ～ニ　（略） ホ　取引規制府令第４９条第１項第８号イに掲げる事項 （ｂ）　事業の全部又は一部を譲り受ける	１．　第２条（会社情報の開示）第１項関係 （１）　第１項に規定する本所が定める基準のうち同項第１号に掲げる事項に係るものは、次のａからｌまでに掲げる区分に応じ当該ａからｌまでに定めることとする。ただし、ＩＦＲＳ任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。 ａ　第１号ａに掲げる事項 会社法第１９９条第１項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第２３８条第１項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が１億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当てによる場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。 ｂ　第１号ｈに掲げる事項 （ａ）　事業の全部又は一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ～ニ　（略） ホ　取引規制府令第４９条第８号イに掲げる事項 （ｂ）　事業の全部又は一部を譲り受ける

場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ～ニ　（略）

ホ　取引規制府令第４９条第１項第８号ロ又はハに掲げる事項

c　第１号ｊに掲げる区分

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

（ａ）　（略）

（ｂ）　取引規制府令第４９条第１項第９号に定める事項

d　第１号ｋに掲げる事項

（ａ）　業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　取引規制府令第４９条第１項第１０号イに掲げる事項

（ｂ）　業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　取引規制府令第４９条第１項第１０号ロに掲げる事項

e　第１号ｌに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

（ａ）～（ｉ）　（略）

（ｊ）　取引規制府令第４９条第１項第１１号に定める事項

f　第１号ｍに掲げる場合

（ａ）　固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ～ロ　（略）

ニ　取引規制府令第４９条第１項第１

場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ～ニ　（略）

ホ　取引規制府令第４９条第８号ロ又はハに掲げる事項

c　第１号ｊに掲げる区分

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

（ａ）　（略）

（ｂ）　取引規制府令第４９条第９号に定める事項

d　第１号ｋに掲げる事項

（ａ）　業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　取引規制府令第４９条第１０号イに掲げる事項

（ｂ）　業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　取引規制府令第４９条第１０号ロに掲げる事項

e　第１号ｌに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

（ａ）～（ｉ）　（略）

（ｊ）　取引規制府令第４９条第１１号に定める事項

f　第１号ｍに掲げる場合

（ａ）　固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ～ロ　（略）

ニ　取引規制府令第４９条第１２号イ

２号イに掲げる事項

（ｂ）　固定資産を取得する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　取引規制府令第４９条第１項第１２号ロに掲げる事項

ｇ　（略）

ｈ　第１号ｏに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

（ａ）～（ｃ）　（略）

（ｄ）　取引規制府令第４９条第１項第１３号に定める事項

ｉ　第１号ｒに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

（ａ）　（略）

（ｂ）　取引規制府令第４９条第１項第１４号に定める事項

ｊ～ｌ　（略）

（１）の２～２の（２）　（略）

（２）の３　（略）

（３）　第３号の２に規定する本所が定めるところにより作成する四半期財務諸表等は、別添「四半期財務諸表等作成基準」に準拠して作成するものとする。

（３）の２　第３号の３に規定する本所が定める場合とは、次のａからｉまでに定める場合をいう。

ａ　直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書又は直近の半期報告書の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（直近の半期報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されている場合にあっては、直近の

に掲げる事項

（ｂ）　固定資産を取得する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ　（略）

ロ　取引規制府令第４９条第１２号ロに掲げる事項

ｇ　（略）

ｈ　第１号ｏに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

（ａ）～（ｃ）　（略）

（ｄ）　取引規制府令第４９条第１３号に定める事項

ｉ　第１号ｒに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

（ａ）　（略）

（ｂ）　取引規制府令第４９条第１４号に定める事項

ｊ～ｌ　（略）

（１）の２～２の（２）　（略）

（３）　（略）

（新設）

（新設）

有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書）において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合

ｂ　法第２４条の２第１項又は法第２４条の５第５項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書において、前ａに該当する場合

ｃ　直近の内部統制監査報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合

ｄ　直近の内部統制報告書において、「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由」が記載されている場合

ｅ　法第２４条の４の５第１項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正内部統制報告書において、前ｄに該当する場合

ｆ　直近の有価証券報告書をその事業年度経過後３か月以内に内閣総理大臣等に提出できない場合又は半期報告書を法第２４条の５第１項の表の各号の下欄に掲げる期間内に内閣総理大臣等に提出できない場合。ただし、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。

ｇ　直近の半期報告書において、法第２４条の５第５項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付され

る中間財務諸表等に監査証明府令第３条第１項の中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されている場合。ただし、当該半期報告書に係る中間会計期間若しくは中間連結会計期間が属する事業年度若しくは連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているとき又は財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。

ｈ　第３号の４の規定に基づく四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書において、公認会計士等の「限定事項を付した限定付結論」、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、当該四半期財務諸表等に係る四半期累計期間又は四半期連結累計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。

ｉ　法第７条第１項、第９条第１項又は第１０条第１項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正届出書（新規上場申請に際して提出した有価証券届出書に係る訂正届出書に限る。）の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、上場会社が上場日以後に有価証券報告書を提出しているときを除く。

（３）の３　第３号の４に規定する本所が定めるところにより作成した期中レビュー報

告書とは、監査証明府令第３条第４項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビューの結果に基づき作成された期中レビュー報告書をいう。	
（４）・（５）　（略）	（４）・（５）　（略）
２．の５　第４条（開示内容の変更又は訂正）関係 上場有価証券の発行者が第２条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと本所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。	２．の５　第４条（開示内容の変更又は訂正）関係 上場有価証券の発行者が第２条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと本所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。
５．第５条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 （１）・（２） （３）　第１項に規定する書類の提出は、次のａからｎまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該ａからｎまでに定めるところにより行うものとする。 ａ～ｄの４　（略） ｄの５　第２条第１項第１号ｆの４に掲げる事項 次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、（ａ）及び（ｂ）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 （ａ）～（ｃ）　（略） ｅ～ｎ　（略） （４）～（７）　（略）	５．第５条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係 （１）・（２） （３）　第１項に規定する書類の提出は、次のａからｎまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該ａからｎまでに定めるところにより行うものとする。 ａ～ｄの４　（略） ｄの５　第２条第１項第１号ｆの４に掲げる事項 次の（ａ）から（ｃ）までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、ａ及びｂに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 （ａ）～（ｃ）　（略） ｅ～ｎ　（略） （４）～（７）　（略）
付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。	

２　改正後の２．の５の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

３　金融商品取引法の一部を改正する法律（令和５年法律第７９号。以下「改正法」という。）による改正前の法第２４条の４の７第１項に規定する四半期報告書（改正法附則第２条第１項の規定により提出されたものを含む。以下「旧法による四半期報告書」という。）が提出されている場合（直近の四半期報告書に係る四半期会計期間又は四半期連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。）であって、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる規定に該当するものとみなす。

（１）　当該四半期報告書の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書（開示府令第１７条の１５第２項各号に掲げる事業を行う会社（以下（「特定事業会社」という。）にあっては、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書を含む。）において、公認会計士等の「否定的結論」「除外事項を付した限定付結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合　改正後の１．（３）の２ａ

（２）　改正法による改正前の法第２４条の４の７第４項の規定による訂正報告書において、株券上場廃止基準令和６年４月１日改正付則第２項に該当する場合　改正後の１．（３）の２ａ

（３）　施行日より前に開始する第２四半期会計期間又は第２四半期連結会計期間を含む第２四半期累計期間又は第２四半期連結累計期

間に係る旧法による四半期報告書を、当該期間の経過後４５日以内に内閣総理大臣に提出できないとき（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。）　改正後の１．（３）の２ｆ （４）　施行日より前に開始する第２四半期会計期間又は第２四半期連結会計期間を含む第２四半期累計期間又は第２四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書において、改正法による改正前の法第２４条の４の７第４項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される四半期財務諸表等（特定事業会社にあっては、中間財務諸表等を含む。）に監査証明府令第３条第１項の四半期レビュー報告書（特定事業会社にあっては、中間監査報告書を含む。）が添付されている場合（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。）　改正後の１．（３）の２ｇ	
別添　四半期財務諸表等の作成基準 四半期累計期間（第２四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第２四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。 （定義） 第１条　本作成基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　企業会計基準委員会　公益財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会のことをいう。 （２）　財務諸表等規則ガイドライン　金融庁が定める「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。	（新設）

（３）　四半期財務諸表　四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書（第５条第１項の規定により準用する財務諸表等規則第３２６条第２項の規定により指定国際会計基準により作成する場合においては、指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

（４）　四半期財務諸表等　四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表等又は四半期累計期間に係る財務書類をいう。

（５）　四半期連結財務諸表　四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（第５条第２項の規定により準用する連結財務諸表規則第３１２条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第５条第３項の規定により準用する同規則第３１４条の規定により修正国際基準により作成する場合においては、当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。

（６）　連結財務諸表規則ガイドライン　金融庁が定める「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

（四半期財務諸表等作成の一般原則）

第２条　四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び中間財務諸表等の作成に当たって適用される会計方針に準拠して作成しなければならない。

２　前項で採用した会計方針は正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

３　四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

（比較情報の作成）

第３条　当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当該四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に応じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

（１）　四半期連結貸借対照表　前連結会計年度に係る事項

（２）　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書　前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項

（３）　四半期連結キャッシュ・フロー計算書　前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項

２　当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

（１）　四半期貸借対照表　前事業年度に係る事項

（２）　四半期損益計算書　前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項

（３）　四半期キャッシュ・フロー計算書　前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

（四半期財務諸表等の作成）

第４条　上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

（１）　企業会計基準委員会が定める企業会計基準第１２号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第１２号」という。）に準拠するものとする。

（２）　財務諸表等規則第１４９条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン１４９の取扱い（連結財務諸表規則第１２０条及び連結財務諸表規則ガイドライン１２０において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第１４９条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン１４９の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
財務諸表等規則第１４９条	中間貸借対照表日	四半期貸借対照表日
	第一種中間財務諸表	四半期財務諸表等
財務諸表等規則ガイドライン１４９－３	前事業年度	前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）
	規則第８条の２７	証券会員制法人札幌証券取引所より公表された四半期財

		務諸表等の作成基準第４条第１項第２号において準用する規則第８条の２７等
	中間貸借対照表日	四半期貸借対照表日
	当中間会計期間	当四半期会計期間
	事業年度の末日までの期間に対応した内容	「当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容
財務諸表等規則ガイドライン１４９－４	規則	証券会員制法人札幌証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項第２号において準用する規則
	少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日まで	少なくとも翌四半期会計期間の末日まで
	前事業年度	前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期

		間をいう。）
財務諸表等規則ガイドライン１４９－５	前事業年度	前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）
	当中間会計期間	当四半期会計期間
	第一種中間財務諸表	四半期財務諸表等
	規則	証券会員制法人札幌証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項第２号において準用する規則
財務諸表等規則ガイドライン１４９－６	中間貸借対照表日後	四半期貸借対照表日後
	中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）	四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）
	規則第１３７条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第１２号第１９項（１９）又は第２５項（１８）に規定する重

		要な後発事象

（３）　上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記するものとする。

（４）　前３号に定めのない事項については、四半期財務諸表を作成する場合においては財務諸表等規則第１条第１項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、四半期連結財務諸表を作成する場合においては連結財務諸表規則第１条第１項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、それぞれ従うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

（１）　四半期連結貸借対照表（連結財務諸表を作成していない上場会社にあっては、四半期貸借対照表）

（２）　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表を作成していない上場会社にあっては、四半期損益計算書）

（３）　企業会計基準第１２号第１９項（２）、（２－２）、（３）若しくは（３－２）又は第２５項（１）、（１－２）、（２）若しくは（２－２）に基づく会計方針の変更に関する注記

（４）　企業会計基準第１２号第１９項（４）若しくは（４－２）又は第２５項（３）若しくは（３－２）に基づく会計上の見積りの変更に関する注記

（５）　企業会計基準第１２号第１９項（６）又は第２５項（５）に基づく四半期特有の会計処理に関する注記

（６）　企業会計基準第１２号第１９項（７）又は第２５項（５－２）に基づくセグメント情報等の注記

（７）　企業会計基準第１２号第１９項（１３）又は第２５項（１１）に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

（８）　企業会計基準第１２号第１９項（１４）又は第２５項（１２）に基づく継続企業の前提に関する注記

（９）　企業会計基準第１２号第１９項（２０－２）又は第２５項（１９－２）に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記（ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る）

（１０）　企業会計基準第１２号第１９項（２２）又は第２５項（２１）に基づく修正再表示に関する注記

（指定国際会計基準等に係る四半期財務諸表等）

第５条　財務諸表等規則第３２６条第２項及び第３２７条の規定は、同規則第１条の２の２に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期財務諸表を作成する場合について準用する。この場合において、「前項の規定により」とあるのは「証券会員制法人札幌証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項の規定により」と、「財務諸表又は中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表」と読み替えるものとする。

２　連結財務諸表規則第３１２条及び第３１３条の規定は、同規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

３　連結財務諸表規則第３１４条及び第３１５条の規定は、同規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。

４　連結財務諸表規則第３１６条から第３２０条までの規定は、同規則第３１６条の適用を受ける上場会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。 ５　上場会社は、前各項の規定により四半期財務諸表等を作成する場合には、前条第２項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。	

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
６．第１９条（公表措置等）関係 （１）　（略） （２）　上場会社が第２章の規定に違反した場合における第１９条第１項第２号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のａからｉまでに掲げる区分に従い、当該ａからｉまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。 ａ～ｄの２　（略） ｅ　第９条の規定 買収への対応方針の内容、その開示状況 ｆ～ｉ　（略） 付　　則 この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。	６．第１９条（公表措置等）関係 （１）　（略） （２）　上場会社が第２章の規定に違反した場合における第１９条第１項第２号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のａからｉまでに掲げる区分に従い、当該ａからｉまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。 ａ～ｄの２　（略） ｅ　第９条の規定 買収防衛策の内容、その開示状況 ｆ～ｉ　（略）

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
１．　第２条（上場廃止基準）第１項関係 （１）～（４）　（略） （５）　債務超過 ａ　第５号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２、第１３０条及び第２１１条並びに、連結財務諸表規則第８条の３、第９６条及び第１９２条に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第４５条の２第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第５４条の３第１項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第２条第１項第４号に規定するＩＦＲＳ任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第３１４条若しくは同規則第３１６条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）	１．　第２条（上場廃止基準）第１項関係 （１）～（４）　（略） （５）　債務超過 ａ　第５号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第６条、連結財務諸表規則第８条の３、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６３号）第４条の３、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１９年内閣府令第６４号）第５条の３、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和５２年大蔵省令第３８号）第３条の２及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成１１年大蔵省令第２４号）第４条の２に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第４５条の２第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第５４条の３第１項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する

に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。	規則第２条第１項第４号に規定するＩＦＲＳ任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第９４条若しくは同規則第９５条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。
ｂ～ｆ　（略）	ｂ～ｆ　（略）
（５）の２から（９）の２　（略）	（５）の２から（９）の２　（略）
（１０）　有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延	（１０）　有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延
第１０号に規定する取扱いで定める場合とは、次のａ又はｂに掲げる場合をいい、第１０号に規定する取扱いで定める期間とは、次のａ又はｂに掲げる場合の区分に従い、当該ａ又はｂに定める期間をいう。	第１０号に規定する取扱いで定める場合とは、次のａ又はｂに掲げる場合をいい、第１０号に規定する取扱いで定める期間とは、次のａ又はｂに掲げる場合の区分に従い、当該ａ又はｂに定める期間をいう。
ａ　（略）	ａ　（略）
ｂ　天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前ａに該当する場合を除く。）	ｂ　天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合（前ａに該当する場合を除く。）
法第２４条第１項又は法第２４条の５第１項に定める期間の経過後３か月以内	法第２４条第１項又は法第２４条の４の７第１項に定める期間の経過後３か月以内
（１１）　（略）	（１１）　（略）
（１２）　上場契約違反等	（１２）　上場契約違反等
ａ　第１２号ａに規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。	ａ　第１２号ａに規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。
（ａ）　上場会社が、第３条の３第２項、第３条の６第２項に規定する書面又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第３条の２第２項に規定する書面若しくは同	（ａ）　上場会社が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第３条の２第２項に規定する書面又は同規則第１４条第３項（同規則第１４条の２第７項又は同規則第１４条の３

規則第１４条第３項（同規則第１４条の２第７項又は同規則第１４条の３第５項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

イ　第３条の３第２項、第３条の６第２項に規定する書面は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第３条の２第２項に規定する書面若しくは同規則第１４条第３項（同規則第１４条の２第７項又は同規則第１４条の３第５項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第１２号ａに該当することとなること。

ロ・ハ　（略）

（ｂ）～（ｄ）　（略）

ｂ～ｆ　（略）

（１３）・（１４）　（略）

（１５）　株主の権利の不当な制限

第１７号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っていると本所が認めた場合を含むのとする。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収へ

第５項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次に掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

イ　上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第３条の２第２項に規定する書面又は同規則第１４条第３項（同規則第１４条の２第７項又は同規則第１４条の３第５項において準用する場合を含む。）に規定する改善報告書を提出しない場合には、第１２号ａに該当することとなること。

ロ・ハ　（略）

（ｂ）～（ｄ）　（略）

ｂ～ｆ　（略）

（１３）・（１４）　（略）

（１５）　株主の権利の不当な制限

第１７号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っていると本所が認めた場合を含むのとする。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の

の対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、買収への対応方針の導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。） ｂ～ｉ　（略） （１６）～（１９）　（略）	発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。） ｂ～ｉ　（略） （１６）～（１９）　（略）
３．の２　第３条の５（特別注意銘柄の指定及び指定解除）関係 （１）・（２）　（略） （２）の２　第４項第２号ｂ（ａ）、第７項第２号ａ及び第１０項第１号ｂ（ａ）に規定する本所が定める場合とは、ａ又はｂに掲げる区分に従い、当該ａ又はｂに掲げる場合をいう。 ａ　本則市場の上場会社 （ａ）　直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間の中間財務諸表等又は四半期会計期間若しくは四半期連結会計期間の適時開示規則第２条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は同号に規定する決算の内容が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合	３．の２　第３条の５（特別注意銘柄の指定及び指定解除）関係 （１）・（２）　（略） （２）の２　第４項第２号ｂ（ａ）、第７項第２号ａ及び第１０項第１号ｂ（ａ）に規定する本所が定める場合とは、ａ又はｂに掲げる区分に従い、当該ａ又はｂに掲げる場合をいう。 ａ　本則市場の上場会社 （ａ）　直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合
（ｂ）　株券上場審査基準第４条第１項第５号又は第６号に適合していない場合。この場合において、株券上場審査基準第４条第１項第５号中「上場日」とあるのは、「直前の事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は適時開示規則第２条第１項第３号の２に定める決算の内容が対象とする事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間をいう。）の末日」と、株券上場審査基準	（ｂ）　株券上場審査基準第４条第１項第５号又は第６号に適合していない場合。この場合において、株券上場審査基準第４条第１項第５号中「上場日」とあるのは、「直前の四半期会計期間又は事業年度（直近で提出した四半期報告書又は有価証券報告書が対象とする四半期会計期間又は事業年度をいう。）の末日」と、株券上場審査基準第４条第１項第６号中「基準事業年度（有価証券上場規程第３条第２項第４号に定める「上場申請の

第４条第１項第６号中「基準事業年度（有価証券上場規程第３条第２項第４号に定める「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは、「直前事業年度」と、と読み替える。	ための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）」とあるのは、「直前事業年度」と、と読み替える。
ｂ　アンビシャスの上場会社 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等、中間会計期間若しくは中間連結会計期間における中間財務諸表等又は四半期会計期間若しくは四半期連結会計期間の適時開示規則第２条第１項第３号の２に規定する四半期財務諸表等（直近で提出又は開示した有価証券報告書、半期報告書又は同号に定める決算の内容が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合	ｂ　アンビシャスの上場会社 直前の事業年度若しくは連結会計年度の財務諸表等又は四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等（直近で提出した有価証券報告書又は四半期報告書が対象とするものをいう。）に継続企業の前提に関する事項を注記している場合
（２）の３　第４項第２号ｂ（ｂ）、第７項第２号ｂ及び第１０項第１号ｂ（ｂ）に規定する本所が定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第２条第１項第５号の規定に準じて算定し、債務超過の状態となったときをいう。	（２）の３　第４項第２号ｂ（ｂ）、第７項第２号ｂ及び第１０項第１号ｂ（ｂ）に規定する本所が定める場合とは、直前の四半期会計期間の末日において、第２条第１項第５号に定める債務超過の状態となったときをいう。
（２）の４　（略）	（２）の４　（略）
（２）の５　第１３項に規定する本所が定める日とは、次のａからｃまでに掲げる区分に従い、当該ａからｃまでに掲げる日をいう。 ａ　第１３項第１号に定める場合 第１３項第１号に規定する上場市場の変更の日 ｂ　第１３項第２号に定める場合 第１３項第２号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日 ｃ　第１３項第３号に定める場合 第１３項第３号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日	（２）の５　第１２項に規定する本所が定める日とは、次のａからｃまでに掲げる区分に従い、当該ａからｃまでに掲げる日をいう。 ａ　第１２項第１号に定める場合 第１２項第１号に規定する上場市場の変更の日 ｂ　第１２項第２号に定める場合 第１２項第２号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日 ｃ　第１２項第３号に定める場合 第１２項第３号に規定する本所が定める基準に適合していると本所が認めた日
（３）・（４）　（略）	（３）・（４）　（略）

付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　金融商品取引法の一部を改正する法律（令和５年法律第７９号。以下「改正法」という。）による改正前の法第２４条の４の７第１項に規定する四半期報告書（改正法附則第２条第１項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の３．の２の規定の適用については、なお従前の例による。	

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（監理銘柄、整理銘柄への指定） 第３条　監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。 （１）　株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。 ａ　監理銘柄への指定 上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、（ｈ）の２、（ｈ）の３、（ｊ）から（ｋ）まで、（ｋ）の３、（ｍ）の７又は（ｎ）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 （ａ）から（ｈ）の３　（略） （ｉ）　２人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和３２年大蔵省令第１２号。以下「監査証明府令」という。）第３条第１項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合 イ　法第２４条第１項又は第２４条の５第１項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。 ロ　（略） （ｊ）～（ｎ）　（略） ｂ　（略） （２）　（略） （３）　債券については、次のとおりとする。 ａ　監理銘柄への指定 上場債券が次のいずれかに該当する場	（監理銘柄、整理銘柄への指定） 第３条　監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。 （１）　株券（投資信託受益証券を除く。以下同じ）については、次のとおりとする。 ａ　監理銘柄への指定 上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、（ｈ）の２、（ｈ）の３、（ｊ）から（ｋ）まで、（ｋ）の３、（ｍ）の７又は（ｎ）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 （ａ）から（ｈ）の３　（略） （ｉ）　２人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和３２年大蔵省令第１２号。以下「監査証明府令」という。）第３条第１項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合 イ　法第２４条第１項又は第２４条の４の７第１項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。 ロ　（略） （ｊ）～（ｎ）　（略） ｂ　（略） （２）　（略） （３）　債券については、次のとおりとする。 ａ　監理銘柄への指定 上場債券が次のいずれかに該当する場

合には、当該債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（ｆ）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 （ａ）～（ｆ）　（略） （ｇ）　２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合 イ　法第２４条第１項又は第２４条の５第１項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。 ロ　（略） ｂ　（略） （４）　（略）	合には、当該債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は（ｆ）に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。 （ａ）～（ｆ）　（略） （ｇ）　２人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第３条第１項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合 イ　法第２４条第１項、第２４条の５第１項又は第２４条の４の７第１項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。 ロ　（略） ｂ　（略） （４）　（略）
付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　金融商品取引法の一部を改正する法律（令和５年法律第７９号。以下「改正法」という。）による改正前の法第２４条の４の７第１項に規定する四半期報告書（改正法附則第２条第１項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第３条の規定の適用については、なお従前の例による。	

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
２．　第２条（株券上場審査基準の特例）関係 （１）　第２条第１項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い２．（７）の規定の適用については、同取扱いｄ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 （２）　第２条第１項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い５．（４）の規定の適用については、同取扱いｂ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　改正後の２．の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用	２．　第２条（株券上場審査基準の特例）関係 （１）　第２条第１項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い２．（７）の規定の適用については、同取扱いｄ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 （２）　第２条第１項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い５．（４）の規定の適用については、同取扱いｂ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例については、なお従前の例による。	

平成２８年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
１．　第２条（株券上場審査基準の特例）関係 （１）　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第２項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い２．（７）（同取扱い７．（１）において準用する場合を含む。以下この（１）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い２．（７）ｄ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成２８年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付結論」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 （２）　第１項の規定の適用を受けるアンビシャスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い５．（４）の規定の適用については、同取扱い５．（４）ｂ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成２８年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付結論」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　改正後の１．の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始す	１．　第２条（株券上場審査基準の特例）関係 （１）　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第２項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い２．（７）（同取扱い７．（１）において準用する場合を含む。以下この（１）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い２．（７）ｄ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成２８年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 （２）　第１項の規定の適用を受けるアンビシャスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い５．（４）の規定の適用については、同取扱い５．（４）ｂ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成２８年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

る四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例については、なお従前の例による。	

２０２０年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
２．　第２条（株券上場審査基準の特例）関係 （１）　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第２項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い２．（７）（同取扱い７．（１）において準用する場合を含む。以下この（１）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い２．（７）ｄ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、２０２０年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 （２）　第１項の規定の適用を受けるアンビシャスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い５．（４）の規定の適用については、同取扱い５．（４）ｂ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、２０２０年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　改正後の２．の規定は、この改正規定施行の日	２．　第２条（株券上場審査基準の特例）関係 （１）　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第２項において準用する場合にあっては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い２．（７）（同取扱い７．（１）において準用する場合を含む。以下この（１）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い２．（７）ｄ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、２０２０年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。 （２）　第１項の規定の適用を受けるアンビシャスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い５．（４）の規定の適用については、同取扱い５．（４）ｂ中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、２０２０年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例については、なお従前の例による。	

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
３．削　除 付　　則 この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。	３．　有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第６条の２関係） （１）　第６条の２に規定する書面（同条かっこ書きに規定する書面を除く。）には、上場債券の発行者の代表者による署名を要するものとする。 （２）　第６条の２に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。